



介護職員定着・育成推進事業所認定制度について

介護サービスの安定的な提供に向けて

働きやすい職場環境の整備や人材育成に積極的に取り組み、介護職員の定着・育成を推進する事業所を「介護職員定着・育成推進事業所」として認定し、市と事業所が連携して介護職員の確保に取り組むことで、介護サービスの安定的な提供に繋がっていきます。

■ 内容説明

【概要】

市では労働環境の改善や人材育成、処遇改善などを通じて積極的に介護職員の確保と定着を図る事業所等を「介護職員定着・育成推進事業所」として認定し、市と事業所等が連携して介護職員の確保に取り組むことで、介護サービスの安定的な提供に繋がっていきます。

【対象事業所】

市内介護保険サービス事業所等

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型施設、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、通所介護（認知症対応型・地域密着型を含む）訪問介護等）

【認定要件】

下記の（１）から（４）について、一定基準を満たす取り組みを行う事業所等を認定します。

- （１）研修等介護職員の資質向上に向けた取り組み
- （２）介護職員の生活と仕事の両立に向けた休暇等制度充実への取り組み
- （３）職場内外のコミュニケーション活性化や ICT 活用での業務改善への取り組み
- （４）その他介護職員の定着に向けた独自の取り組み

【今後のスケジュール】

令和5年12月20日（水）～令和6年1月30日（火）	事業所募集
令和6年2月下旬	認定事業所決定
令和6年3月上旬	事業所認定書交付・公表

【公表等】

認定した事業所は、その取り組み内容を市ホームページ等において公表するほか、市が実施する介護人材確保事業（介護職員初任者研修費助成事業、介護人材雇用型訓練事業）をはじめ、移住定住支援、子育て支援事業等既存事業と連携し、介護職員の確保・定着を図ります。

令和5年度

南砺市介護職員定着・育成推進事業所認定制度

働きやすい職場環境整備及び人材育成に積極的に取り組み、介護職員の定着・育成を推進する事業所を募集します。

募集期間

令和5年
12月20日から
令和6年
1月30日まで



対象 / 南砺市内の介護サービス事業所等

対象となる取り組み

- 研修等介護職員の資質向上に向けた取り組み
- 介護職員の生活と仕事の両立に向けた休暇等制度充実への取り組み
- 職場内外のコミュニケーションの活性化やICT活用での業務改善への取り組み
- その他介護職員の定着に向けた独自の取組

認定を受けた事業所への支援

- 市のホームページ、広報誌等で認定事業所の取り組み内容を紹介します。
- 市が実施している介護人材確保事業、移住定住支援、子育て支援事業と連携して、介護職員の定着を支援します。

応募方法

- 認定条件などの詳細は、南砺市ホームページをご覧ください。
- 実施要項、認定申請書等は地域包括ケア課で配布しています。
- 市のホームページからもダウンロードできます。
(申請書、基準表、その他資料) 審査の後、認定書交付
令和6年1月30日(火)(消印有効)までに
地域包括ケア課へ提出、または郵送してください。

問い合わせ・申請先

南砺市地域包括医療ケア部地域包括ケア課 長寿介護係

TEL 0763-23-2034

